| | | |
|---|---|---|
| 第五条第七項 | 第一項ただし書、第二項、第三項（第一号及び第二号を除く。）、第四項（第一号及び第二号を除く。）、第五項及び前項後段 | 第一項ただし書（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第一号及び第二号を除き、第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項（第一号及び第二号を除き、第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項後段（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第六条第二項 | 前条第一項、第三項及び第四項 | 前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第六条第三項 | 前条第三項 | 前条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 同条第四項 | 前条第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | この項 | この項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第六条第四項 | 前項 | 前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 前条第七項 | 前条第七項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第七条第一項 | 第五条第一項 | 第五条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 前条第三項 | 前条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | この項 | この項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第七条第二項 | 前項 | 前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |

| | | |
|---|---|---|
| 第八条第二項 | 前項 | 前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 第五条第一項、第三項 | 第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第九条第二項 | 前項 | 前項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第九条の三 | 第五条第三項 | 第五条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 第五条第一項又は第三項 | 第五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十二条第二項 | 第六条第一項ただし書及び第二項 | 第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 同項 | 第六条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 前条第一項及び第三項 | 前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十二条第四項 | 前二項 | 前二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項 | 第六条第一項ただし書及び第二項 | 第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 前条第一項及び第三項 | 前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |
| 第二十四条第一項 | 第五条第三項 | 第五条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） |